

若者の出会い・結婚支援に関する情報発信業務委託 仕様書

この仕様書は企画提案書作成用である。

企画提案競技後、埼玉県は契約先候補者と協議を行い、協議が整った際は仕様書を契約先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

若者の出会い・結婚支援に関する情報発信業務委託

2 委託期間

令和8年5月11日から令和9年3月31日まで

3 目的

こども家庭庁の令和6年度「若者のライフデザインや出会いに関する意識調査 報告書」（以下「令和6年度こども家庭庁調査報告書」という。）によると、未婚者の約5割は結婚したいと思いつつも相手を見つける行動をしていない。

そこで、若者の出会いや結婚に向けた活動を支援するため、インターネット広告及び県ホームページ内に新たに作成するランディングページで出会いや結婚への関心を更に高め、具体的な行動の動機づけとなる情報を発信する。

4 事業の全体像及び本件業務の位置づけ

本件業務は若者の出会い応援事業の一部で、以下「事業の全体像」のうち「インターネット広告等を活用した情報発信」について、委託するものである。本件業務の実施に当たっては、「出会い交流イベント『埼玉で、つながろう。』の開催」及び「SAITAMA出会いサポートセンター『恋たま』の20代の利用登録料無料サービス」（定員700人程度）と連携し、若者の出会い応援事業全体の事業効果の拡大を図ること。

▼事業の全体像

若者の出会いの応援

新規

目的

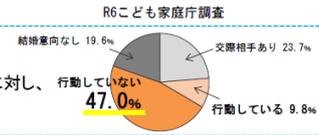
結婚したいと思いつつも行動していない人に対し、出会いや結婚に向けた活動を支援する。

事業概要

1 若者の出会い応援事業

新規・拡充内容

結婚したいと思いつつも行動していない人に働きかける【**新規**】未婚者の約5割にあたる結婚したいと思いつつも相手を見つける行動をしていない人に対し、インターネット広告等を活用した情報発信や出会い交流イベントを実施する。



行動意向	割合
結婚意向なし	19.6%
交際相手あり	23.7%
行動していない	47.0%
行動している	9.8%

(1) インターネット広告等を活用した情報発信（**新規**）

- インターネット広告（Instagram、X、YouTube等）と県ホームページで、出会いへの関心を引き出す情報や出会い交流イベント等の情報を発信
 - 動機づけ → 出会い交流イベントやSAITAMA出会いサポートセンター（恋たま）登録など婚活へ

出会いへ

婚活へ

(2) 出会い交流イベント「埼玉で、つながろう。」の開催（**新規**）

- 埼玉県の魅力を発信する埼玉県広報アンバサダーとともに、県内の地域資源を活かして楽しく交流するイベントを開催（年3回）
- 市町村に企画段階から関わってもらい、地域資源の魅力をフル活用
- 恋たまの特長、成婚者のエピソード等を紹介
 - 恋たま登録へ

婚活へ

SAITAMA出会いサポートセンター

恋たま

20代の利用登録料無料サービス（期間限定）

5 委託業務の内容

(1) ランディングページの作成・更新

ア 概要

県ホームページ内に、インターネット広告をクリックした遷移先として表示するランディングページを作成する。

イ ターゲット

県内に在住・在勤または移住を考えている20歳～29歳の未婚者を主とする。

ウ ランディングページの公開日（予定）

令和8年7月31日

エ 全般

(ア) ランディングページの作成・更新に当たっては、県の指定する「ホームページ管理システム (CMS)」を使用し、「埼玉県ホームページ管理システム利用特記仕様書」(以下「システム利用特記仕様書」という。)を順守すること。

(イ) CMS のユーザ ID 及びパスワードの交付等

a CMS の利用に当たり、システム利用特記仕様書に従い、県に対しユーザ ID 及びパスワードの交付を依頼すること。

b ユーザ ID 及びパスワードの交付を受けた利用者は、事務事業の廃止等によりユーザ ID 及びパスワードが不要となった場合は、直ちに県に報告すること。

c 利用者は、交付を受けたユーザ ID 及びパスワード (CMS の機能により定期的に更新したものを含む) を適正に管理すること。

d パスワードを変更した場合は、変更後のパスワードを県に報告すること。

(ウ) ランディングページの作成・更新に当たっては、「ウェブアクセシビリティ特記仕様書」を順守すること。

オ ウェブコンテンツの企画及び作成・更新

(ア) 令和6年度こども家庭庁調査報告書にある「未婚者のうち結婚意向はあるものの行動を起こせていない層」(以下「行動していない層」という。)の「重点グループ」(GR5～GR13の9グループ)の行動していない理由や特性等を踏まえ、出会いや結婚への関心を更に高め、具体的な行動の動機づけとなるコンテンツを企画及び作成・更新すること。

【参考】 令和6年度こども家庭庁調査報告書

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/baalb86-a439-4a1f-839e-2bb6e6273400/3c3be002/20241118_policies_shoushika_04.pdf

※291～358 ページに行動していない層に関する分析あり。

(イ) ターゲットへの訴求効果を踏まえ、写真・グラフ・イラスト等を効果的に使用し、文字が多くなりすぎないように工夫すること。

(ウ) 出会い交流イベントに係るコンテンツを作成・更新すること。なお、本イベントの参加者募集や開催等については、別途業務委託する。

(エ) SAITAMA 出会いサポートセンターの20代の利用登録料無料サービスに係るコンテンツを作成・更新すること。なお、本サービスについては、別途業務委託する。

(オ) ランディングページの閲覧者を対象としたアンケートフォームを作成すること。アンケー

トは、閲覧者の出会いや結婚に対する気持ちや行動について、閲覧による変化を測ることで効果測定しようとするもので、多くの回答を得られるように工夫すること。

(カ) 上記の他、若者の出会い応援事業全体の事業効果の拡大や緊急時の対応等のため、県と協議の上、随時必要なコンテンツを作成・更新する。

(2) インターネット広告配信

ア 概要

Instagram、X等を活用してインターネット広告を配信し、県ホームページ内のランディングページへ誘導する。

イ ターゲット

県内に在住・在勤または移住を考えている20歳～29歳の未婚者を主とする。

ウ 配信期間（予定）

令和8年7月31日～令和8年12月下旬

※原則、ランディングページの公開から出会い交流イベントの参加者募集の締め切りまでの間とし、県と協議の上決定する。

エ 広告媒体

(ア) ターゲットに対して最も効果的な広告媒体を組み合わせることで広告配信すること。

(イ) 使用する広告媒体については、受託者が選定し、事前に県の承認を受けること。

(ウ) 広告媒体ごとに、セグメント、想定される広告表示数、広告閲覧数、ランディングページへのアクセス数（クリック数）等について示すこと。

オ 広告クリエイティブ

(ア) ランディングページのウェブコンテンツを活用し、若者の出会いや結婚への関心を更に高める内容とすること。

(イ) ランディングページへのアクセス（クリック）数が増加するように工夫すること。

カ 広告配信の効果検証及び見直し

(ア) 広告配信期間中、月次ごとに、広告媒体ごとの広告表示数、広告閲覧数、ランディングページへのアクセス数（クリック数）、クリック単価、その他広告運用の詳細な分析等についての報告書を県に提出すること。

(イ) 広告配信期間中、広告配信について定期的に見直し、広告の効果が最大となるよう改善を図ること。

(ウ) 広告配信期間終了後は、配信期間全体について上記（ア）同様に報告書を県に提出すること。

(3) 成果物の納品

受託者は、成果物（ランディングページ、ウェブコンテンツ、広告クリエイティブ）を県へ提出するものとし、納品方法は下記のとおりとする。

なお、成果物の納品前に県の承認を得ること。

ア 納品方法

(ア) ランディングページ CMS で承認依頼する。

(イ) ウェブコンテンツ 県が指定するファイル形式及び方法で提出する。

(ウ) 広告クリエイティブ 県が指定するファイル形式及び方法で提出する。

イ 納品期限

令和8年7月17日

※上記期限後に、コンテンツを作成・更新等した場合は、別途県が指定した期限とする。

(4) 成果物の活用について

県は成果物（ウェブコンテンツ、広告クリエイティブ）を使用し、又は加工し、独自に広報を実施する場合がある。（若者の出会い応援事業に関連する広報に限る。）

(5) その他

ア 本件業務の実施に当たっては、「出会い交流イベント『埼玉で、つながろう。』の開催」及び「SAITAMA 出会いサポートセンター『恋たま』の20代の利用登録料無料サービス」と連携し、若者の出会い応援事業全体の事業効果の拡大を図ること。

イ 本件業務の実施に当たっては、受託者は随時、県に完成イメージ等を提出し、事前に県の承認を得ること。

ウ 本件業務の契約期間終了後も、ランディングページは県の管理の下、継続して公開する予定である。

6 スケジュール及び業務実施計画書の作成

(1) スケジュール（予定のため、変更となる場合がある。）

令和8年	5月上旬	契約締結 キックオフ会議、業務実施計画書の提出 ランディングページ等作成開始
	7月中旬	ランディングページ等納品
	7月下旬	ランディングページ公開報道発表 ランディングページ公開、インターネット広告配信開始
	(随時)	ランディングページの作成・更新、インターネット広告配信の見直し
	12月下旬	インターネット広告配信終了
令和9年	2月上旬	インターネット広告配信分析報告書納品

(2) 業務実施計画書の作成

ア 契約締結後1週間以内に、受託者は本件業務の実施体制、業務内容及びスケジュール等について業務実施計画書を提出し、県の承認を得ること。

イ 業務実施計画書の変更が必要な場合は、事前に県の承認を得ること。

7 成果物に関する権利の帰属

(1) 本件業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

(2) 本件業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担

と責任は全て受託者が負うこと。

- (3) 本件業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は県に帰属する。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途県と協議の上、決定するものとする。

8 業務報告

- (1) 県は、必要があると認めるときは、受託者に対して、受託業務の業務内容の報告を求め、又は、必要な指示をすることができる。
- (2) 受託者は、受託業務の遂行が困難になった場合には、速やかに県に報告するとともに、その指示を受けなければならない。

9 委託業務実施に当たっての留意事項

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (8) 本件業務に係る企画提案競技での企画提案書等の内容を踏まえ、事業を実施すること。